

# 令和元年10月1日から保育料を無償化します

## 対象者・保育料

- 3歳児クラスから5歳児クラスまでの子ども
- 0歳児クラスから2歳児クラスの住民税非課税世帯の子ども  
の保育料を無償化します。

●無償化に伴う新たな手続きは必要ありません。

## 給食費について

- 3歳児クラスから5歳児クラスの給食費は、無償化の対象外となり、保護者の皆様が直接保育所にお支払いいただくこととなります。金額は、国が示している月額4,500円を基準として、今後定めます。
- 3歳児クラスから5歳児クラスで、①または②に該当する場合は、給食費が免除されます。

①第3子以降の子ども（※）

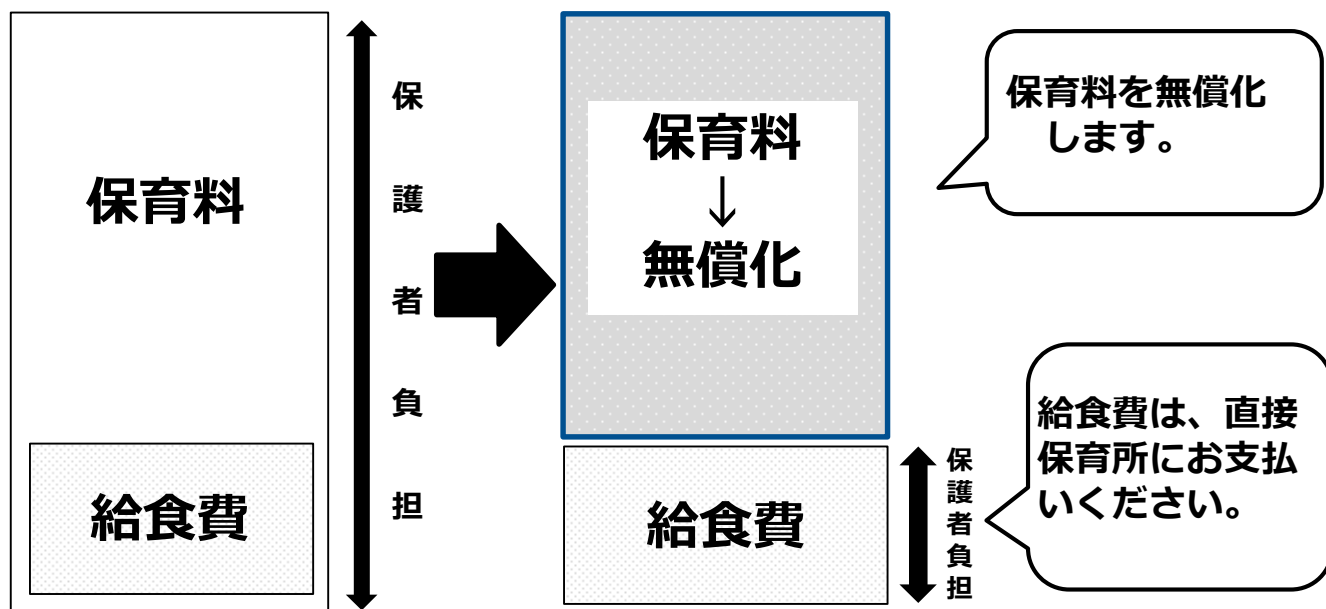
②年収360万円未満相当世帯の子ども

※「第3子以降の子ども」とは、小学校就学前までの子どもから順に数えて3人目以降です。

●免除に伴う新たな手続きは必要ありません。

～9月まで～

～無償化後（令和元年10月以降）～



問い合わせ先：あきる野市子ども家庭部保育課  
TEL：042-558-1111（内線 2651）